

第 2 2 回

根 室 市 農 業 委 員 会 総 会

議 事 録

日 時 平成 31 年 4 月 25 日 (木)

自 10 時 30 分

至 11 時 20 分

場 所 根室市役所第 2 委員会室

根 室 市 農 業 委 員 会

議席番号	氏名	出席	欠席	備考
1	野村正浩	○		
2	山田俊彦	×		
3	古川哲也	○		
4	吉田純一	○		
5	伊藤久美子	○		
6	田中照義	○		
7	市橋久	○		
8	矢部克之	○		
9	加藤珠江	○		
10	福田光宏	○		
11	佐藤幸男	○		
事務局	事務局長	鵜飼豪生	○	
	農地主査	上野崇仁	○	
	主任	浦崎文敏	○	

出席委員（10名）

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 野村正浩 |
| 3番 | 古川哲也 |
| 4番 | 吉田純一 |
| 5番 | 伊藤久美子 |
| 6番 | 田中照義 |
| 7番 | 市橋久 |
| 8番 | 矢部克之 |
| 9番 | 加藤珠江 |
| 10番 | 福田光宏 |
| 11番 | 佐藤幸男 |

欠席委員（1名）

- | | |
|----|------|
| 2番 | 山田俊彦 |
|----|------|

出席職員

- | | |
|------|------|
| 事務局長 | 鵜飼豪生 |
| 農地主査 | 上野崇仁 |
| 農地担当 | 浦崎文敏 |

議件

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 協議第1号 | 平成31年度農地移動あっせん価格について |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第4号 | 現況証明願について |
| 議案第5号 | 農地法第3条第2項第5項の規定による農業委員会が定める下限面積について |
| 議案第6号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告による要件確認について |
| その他 | |

鵜飼 局長	只今から、第 2 2 回農業委員会総会を開催いたします。 開催にあたり会長よりご挨拶を申し上げます。
佐藤 会長	(あいさつ)
議 長	委員の出欠状況について、事務局長より報告をさせます。
鵜飼 局長	本日の出席委員は 10 名で欠席の旨通知がありました委員は、2 番 山田俊彦委員です。以上で報告を終わります。
議 長	只今、事務局より報告がありましたように、現在のところ 10 名の出席でございますので、「農業委員会等に関する法律」第 27 条第 3 項、並びに「根室市農業委員会会議規則」第 6 条の規定に基づき、総会が成立していることをご報告いたします。
議 長	これより第 2 2 回総会を開会いたします。
議 長	次に、議事録署名委員の指名ですが、議長より指名いたします。議事録署名委員に、3 番 古川哲也委員、4 番 吉田純一委員以上の委員を指名いたします。
議 長	次に、議事参与の制限について申し上げます。 「農業委員会等に関する法律」第 31 条並びに「根室市農業委員会会議規則」第 10 条の規定により該当する委員は、議案第 1 号に関連して〇番〇〇〇〇委員です。
議 長	次に、会務報告をいたします。事務局長より報告をさせます。
鵜飼 局長	(会務報告)
議 長	それでは、議件の審議に入ります。 「協議第 1 号 平成 31 年度農地移動あっせん価格について」を上程いたします。事務局より説明いたします。
上野 主査	協議第 1 号 平成 31 年度農地移動あっせん価格について

	<p>平成31年度農地移動あっせん価格について協議いただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>これより、協議第1号について協議に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか</p>
<p>市橋 委員</p>	<p>昨年度、売買の価格を50万円から60万円に引き上げたが、金額としては、10万円だが、率としては、20%アップとなっている。段階的に引き上げることはいいと思うが、今年度については、見送ったほうがいいのではと思う。</p>
<p>野村 委員</p>	<p>売買の価格を上げると、あっせんしても買い手がなくなることも懸念される。</p>
<p>議長</p>	<p>売買については、現状維持の60万円という意見が多いように感じるが、60万円ということによろしいか。また、賃貸借についても現状維持の5万円によろしいか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りいたします。以上をもって本案の協議を終結しますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議無いものと認め、本協議を終結いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明いたします。</p>
<p>上野 主査</p>	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書があったので、承認を求めます。 申請番号1、1、賃借権設定の当事者貸主、根室市〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇、借主、根室市〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。 2、土地の表示、所在、根室市〇〇、地番、〇〇番〇の内、公簿地目、</p>

議長	よって、本案は原案のとおり可決されました。 ○○○○委員着席願います。
議長	原案の通り可決されました。
議長	続いて、申請番号 2 の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。
(委員)	「ありません」
議長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委員)	「異議なし」
議長	ご異議ないものと認め、申請番号 2 の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。
議長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議長	次に、「議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明いたします。
上野 主査	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 次の者から農地法第 4 条の規定による、農地等の転用の許可申請があったので、承認を求めます。 申請番号 1、1、申請者、根室市○○○○番地○、○○○○。2、土地の表示、所在、根室市○○○○、地番、○○番○、公簿地目、牧場、現況地目、畑、277,172 m ² 、農地等面積、241,165 m ² 、利用状況、牧草畑。3、転用しようとする事由○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。4、転用の目的に係る事業又は施設の概要、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、所要面積、1,935.05 m ² 、○○○○○○○○○○。5、工事計画、農地法第 4 条の許可日から○○○○○○○○。6、土地の所在は次のページになります。

議 長	よって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	田中照義委員、申請番号 2 について現地調査の結果について報告をお願いします。
田中 委員	この案件に関しましては、どうしてこのようなことになったのか理解できませんが、実際計画していた場所から建物がはみ出ている現状でありました。追認せざるを得ない案件と、判断しました。
議 長	続いて、申請番号 2 の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。
(委 員)	「ありません」
議 長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委 員)	「異議なし」
議 長	ご異議ないものと認め、申請番号 2 の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。
議 長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、「議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局より説明いたします。
上野 主査	議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定について承認をもとめます。 整理番号 1、1、利用権設定の当事者、賃借人、根室市〇〇〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇。賃貸人、根室市〇〇〇〇丁目〇〇番地〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。2、土地の表示、所在、根室市〇〇、地番、〇〇番〇

	<p>の内、公簿地目、牧場、現況地目、畑、面積、48,789 m²、利用状況、畑。3、利用権の種類、賃借権、継続の案件であります。4、賃貸借の期間、平成31年4月28日から令和6年4月27日まで。5、賃借料、〇〇〇〇〇〇円。6、支払方法、毎年11月末日持参末払い。7、賃借人の経営状況、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。8、土地の所在は次のページになります。</p> <p>続きまして、整理番号2、1、利用権設定の当事者、賃借人、根室市〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。賃貸人、根室市〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、土地の表示、所在、根室市穂〇〇、地番、〇〇番の内外4筆、公簿地目、牧場、現況地目、畑、面積81,739 m²外計211,244 m²、利用状況、牧草畑。3、利用権の種類、賃借権、継続の案件であります。4、賃貸借の期間、令和元年5月1日から令和3年4月30日まで。5、賃借料、〇〇〇〇〇〇円。6、支払方法、毎年11月末日口座振込。7、賃借人の経営状況、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。8、土地の所在は次のページになります。</p> <p>続きまして、整理番号3、1、利用権設定の当事者、賃借人、根室市〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。賃貸人、根室市〇〇〇〇丁目〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、土地の表示、所在、根室市〇〇、地番、〇〇番〇〇の内外2筆、公簿地目、牧場、現況地目、畑、面積67,0759 m²外計90,398 m²。利用状況、牧草畑。3、利用権の種類、賃借権、継続の案件であります。4、賃貸借の期間、令和元年5月10日から令和6年5月9日まで。5、賃借料、〇〇〇〇〇〇円。6、支払方法、毎年11月末日口座振込。7、賃借人の経営状況、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。8、土地の所在は次のページになります。</p>
議長	これより整理番号1の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。
(委員)	「ありません」
議長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委員)	「異議なし」

議	長	ご異議ないものと認め、整理番号 1 の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。
議	長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	続いて、整理番号 2 の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。
(委 員)		「ありません」
議	長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委 員)		「異議なし」
議	長	ご異議ないものと認め、整理番号 2 の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。
議	長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	続いて、整理番号 3 の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。
(委 員)		「ありません」
議	長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委 員)		「異議なし」
議	長	ご異議ないものと認め、整理番号 3 の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。
議	長	全員挙手であります。

議 長	よって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、「議案第4号 現況証明願について」を上程いたします。事務局より説明いたします。(指名) 上野主査。
上野 主査	<p>議案第4号 現況証明願について</p> <p>次のとおり、現況証明願がありましたので承認をものとめます。</p> <p>受付番号1、願出人、○○○○○○○○○○○○○○○○○○。2、所有者、根室市○○○○番○、○○○○。3、土地の表示、所在、根室市○○○○、地番、○○○番○外2筆、公簿地目、畑、牧場、現況地目、農地、採草放牧地以外、面積8,610㎡外計52,248㎡、利用状況、未利用地。4、調査員氏名、福田光宏委員、市橋久委員外事務局。5、申請の理由、地目変更登記申請のため。6、土地の所在は次のページになります。</p> <p>続きまして、受付番号2、1、願出人、○○○○○○○○○○○○○○○○○○。2、所有者、根室市○○○○○番地 ○○○○。3、土地の表示、所在、根室市○○、地番、○○番○、公簿地目、牧場、現況地目、農地、採草放牧地以外、面積2,970㎡、利用状況、未利用地。4、調査員氏名、福田光宏委員、市橋久委員外事務局。5、申請の理由、地目変更登記申請のため。6、土地の所在は次のページになります。</p> <p>続きまして、受付番号3、1、願出人、根室市○○町○丁目○○番地○○○○。2、所有者、根室市○○町○丁目○○○番地○○○○。3、土地の表示、所在、根室市○○町、地番、○丁目○○番、公簿地目、牧場、現況地目、農地、採草放牧地以外、面積3,758㎡、利用状況、原野。4、調査員氏名、福田光宏委員、市橋久委員外事務局。5、申請の理由、地目変更登記申請のため。6、土地の所在は次のページになります。</p> <p>続きまして、受付番号4、1、願出人、根室市○○町○丁目○○番地、○○○○。2、所有者、根室市○○○○丁目○○○番地○○○○。3、土地の表示、所在、根室市○○町、地番、○丁目○○番内外1筆、公簿地目、牧場、現況地目、農地、採草放牧地以外、面積86,261㎡の内1,041㎡外計5,236㎡、利用状況、牛舎、道路。4、調査員氏名、</p>

	<p>田中照義委員外事務局。5、申請の理由、地目変更登記申請のため。 6、土地の所在は次のページになります。</p>
議 長	<p>市橋委員、受付番号1に関して説明願います。</p>
市橋 委員	<p>4月16日福田委員と浦崎主任と現況調査を行いました。 133番1については、東梅の大雄寺の向い側の道路から入ってすぐの場所でした。雑種地として確認しました。 また、東梅260番1と東梅260番3についても、雑種地として確認いたしました。</p>
議 長	<p>これより、受付番号1の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。</p>
(委 員)	<p>「ありません」</p>
議 長	<p>お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。</p>
(委 員)	<p>「異議なし」</p>
議 長	<p>ご異議ないものと認め、受付番号1の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。</p>
議 長	<p>全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
議 長	<p>続いて、市橋委員、受付番号2に関して説明願います。</p>
市橋 委員	<p>4月16日福田委員と浦崎主任と現況調査を行いました。 先程受付番号1において説明した〇〇〇〇〇〇〇〇とほぼ隣接している土地でありまして、同様に雑種地として確認しました。</p>
議 長	<p>これより受付番号2の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。</p>

議 長	ご発言ありませんか。
(委 員)	「ありません」
議 長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委 員)	「異議なし」
議 長	ご異議ないものと認め、受付番号 2 の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。
議 長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	続いて、市橋委員、受付番号 3 に関して説明願います。
市橋 委員	4月16日福田委員と浦崎主任と現況調査を行いました。 友常さんのパークゴルフ場の奥にあり、原野として確認しました。
議 長	これより受付番号 3 の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。
(委 員)	「ありません」
議 長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委 員)	「異議なし」
議 長	ご異議ないものと認め、受付番号 3 の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。
議 長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長	続いて、田中委員、受付番号 4 に関して説明願います。
田中 委員	先程、議案第 2 号申請番号 2 において、承認されましたので、農地ではないと判断します。
議 長	これより受付番号 4 の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。
(委 員)	「ありません」
議 長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委 員)	「異議なし」
議 長	ご異議ないものと認め、受付番号 4 の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。
議 長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、「議案第 5 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農業委員会が定める下限面積について」を上程いたします。 事務局より説明いたします。
上野 主査	議案第 5 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農業委員会が定める下限面積について 農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなりました。 農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。 このため、今年度の下限面積の設定について下記のとおりとすることについて、承認を求めます。

<p>議 長</p>	<p>1、農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針 下限面積の2ヘクタールの変更をしない。理由 2015 農業センサスにおいて、管内の農家で2ヘクタール未満の農地を耕作している農家、全農家数の4割を著しく上回るものではないため。</p> <p>2、農地法施行規則第17条第2項の適用について、方針 下限面積の2ヘクタールの変更をしない。理由 管内の農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められるためであります。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>「ありません」</p>
<p>議 長</p>	<p>これより議案第5号の案件について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>「ありません」</p>
<p>議 長</p>	<p>お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ないものと認め、議案第5号の案件に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「議案第6号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件確認について」を上程いたします。 事務局より説明いたします。</p>
<p>上野 主査</p>	<p>議案第6号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件確認について 次の者から農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので承認をもとめます。 また、2法人から報告のあった内容につきましては、農地所有適格法人の要件の全てを満たしていると考えます。</p>

議 長	これより、議案第6号について質疑に入ります。順次発言を許します。ご発言ありませんか。
(委 員)	「ありません」
議 長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委 員)	「異議なし」
議 長	ご異議ないものと認め、議案第6号に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」をもとめます。
議 長	全員挙手であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	お諮りいたします。本総会に付託された議件は全て議了いたしました。よって、本日の総会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
(委 員)	「異議なし」
議 長	ご異議なしと認めます。よって本日の総会を閉会いたします。

平成 31 年 4 月 25 日

議 長 佐 藤 幸 男

議事録署名委員 3 番 古 川 哲 也

議事録署名委員 4 番 吉 田 純 一